

第16回情報公開委員会検討部会議事概要

平成25年1月31日
独立行政法人日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成24年11月30日(金) 15:00～16:30
2. 場 所 八重洲ダイビル 第二会議室
(東京都中央区京橋1-1-1)
3. 出席者 部会長 棟居 快行 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委 員 碧海 酉癸 消費生活アドバイザー
委 員 浅田 正彦 京都大学 大学院 法学研究科 教授
委 員 市村 元 関西大学 社会学部 客員教授
委 員 高後 元彦 弁護士
委 員 鈴木 秀美 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委 員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 フェロー
4. 議題及び配付資料
 - (1) 開示請求対応状況について
 - ① 関根浜港の土地及び構築物の使用に関する賃貸借契約書-----[部会 16-01]
 - ② 寄附金入金状況一覧表-----[部会 16-02]
 - ③ 福島第一原子力発電所事故に伴う WSPEEDI-II に関する文書-----[部会 16-03]
 - ④ 内閣府より委託された除染実証事業の選考に関する文書-----[部会 16-04]
 - ⑤ 除染モデル実証事業における焼却試験に関する文書-----[部会 16-05]
 - ⑥ テントハウスの賃貸借契約に係る請求書類-----[部会 16-06]
 - ⑦ Dual Beam 装置(走査型電子顕微鏡を有する集束イオンビーム装置)に関する文書
-----[部会 16-07]
 - ⑧ もんじゅの安全性に関する総合評価、緊急安全対策に係る契約関係書類
-----[部会 16-08]
 - ⑨ 高速増殖炉原型炉に係る報告書類-----[部会 16-09]
 - ⑩ 原子力委員会の原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会が開催した勉強
会に関する文書-----[部会 16-10]
 - ⑪ 受託研究、共同研究に関する外部資金受入審議資料がわかる文書---[部会 16-11]
 - ⑫ 学協会等負担金及び低レベル放射性廃棄物の処理処分等の負担金に関する文書
-----[部会 16-12]
 - ⑬ 幌延センターにおける支出及び予算に関する文書-----[部会 16-13]
 - ⑭ 幌延センターが建設、掘削、その他調査過程で有害物質が検出された事例に関す
る文書-----[部会 16-14]

⑮幌延センターの深地層の研究に関する協定に違反又は抵触した事例に関する文書

-----[部会 16-15]

(2) 第15回情報公開委員会検討部会議事概要について-----[部会 16-16]

(3) その他

5. 議事要旨

(1) 開示請求対応状況について

主管部署及び事務局から、資料（部会16-1～部会16-15）に基づき、開示請求対応状況について説明があり、委員から以下の質問がなされた。

[内閣府より委託された除染実証事業の選考に関する文書]

(委員) 応募書類について、企業名が不開示となっていれば、その他の情報でも開示できる部分があるのではないか。

(機構) 本件は公募で技術競争を行ったものであることから、各企業から提出された応募書類に記載された情報は営業秘密に該当するとみなして、まず原則全部不開示と考えた。なお、機構にて作成した公募要領にも、応募書類の内容について秘密を厳守する旨の記載を行っている。

次に、各企業に対する第三者意見照会の結果にしたがって不開示とする必要のない情報について検討をし、その結果、開示しても差し支えないことが確認できた情報については、開示をした。

一方で、本件事業や対象文書の性格を踏まえて不開示にした情報や、企業名を不開示にしても技術内容等に係る記述などから当該企業が特定される可能性があり、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことが難しいため、不開示にした情報もある。

(委員) 第三者意見照会にて開示に支障が無い旨の意見を受けて、開示した情報には、どのようなものがあるのか。

(機構) 開示に支障が無い旨の意見を受けて開示した情報には、企業名や積算書の金額、応募技術の内容等がある。

(委員) 意見照会の結果、開示したものの比率はどれぐらいか。

(機構) 除染モデル事業には12社の応募があり、その中の4社について、それぞれの開示範囲は必ずしも同じではないが、情報を開示している。

(委員) プレゼンテーション資料において、資料のデザインに関する工夫等が不開示理由の一つとして挙げられているが、資料のデザインを評価するわけではないことから、不開示理由としてふさわしくないのではないか。

(機構) 主な不開示理由は、応募企業の営業秘密が記載されていることであるが、第三者意見照会の結果において、資料のデザインにおける工夫に関する意見もあつたことなどから、不開示理由の1つに加えた。

(2) 第15回情報公開委員会検討部会議事概要について

事務局から、資料（部会16-16）に基づき、第15回情報公開委員会検討部会議事概要について、報告があり、確認がなされた。

以上